（変更の届出及び登録）

第七条　家賃債務保証業者は、第四条第一項各号に掲げる事項に変更があったとき、又は同条第二項に規定する添付書類（同項第十一号に掲げるものを除く。）の記載事項に変更があったときは、その日から三十日以内に、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

2　前項の規定による届出をする場合には、第四条第二項に規定する添付書類のうちその記載事項が変更されたものを添付しなければならない。

3　国土交通大臣は、第一項の規定による届出（第四条第一項各号に掲げる事項の変更に係るものに限る。）を受けたときは、当該届出に係る事項が前条第一項のいずれかに該当する場合を除き、当該事項を家賃債務保証業者登録簿に記載して、変更の登録をするものとする。

（家賃債務保証業者登録簿の閲覧）

第八条　国土交通大臣は、家賃債務保証業者登録簿を一般の閲覧に供するものとする。

（廃業等の届出）

第九条　家賃債務保証業者が次の各号に掲げる場合に該当することとなったときは、当該各号に定める者は、その日（第一号の場合にあっては、その事実を知った日）から三十日以内に、その旨を別記様式第七号により、国土交通大臣に届け出なければならない。

一　家賃債務保証業者である個人が死亡した場合　相続人

二　家賃債務保証業者である法人が合併により消滅した場合　その法人を代表する役員であった者

三　破産手続開始の決定を受けた場合　破産管財人

四　家賃債務保証業者である法人が合併及び破産手続開始の決定以外の理由により解散した場合　清算人

五　家賃債務保証業を廃止した場合　家賃債務保証業者であった個人又は家賃債務保証業者であった法人を代表する役員

2　家賃債務保証業者が前項各号のいずれかに該当するに至ったときは、第三条第一項の登録は、その効力を失う。

（名義貸しの禁止）

第十条　家賃債務保証業者は、自己の名義をもって、他人に家賃債務保証業を営ませてはならない。

第三章　業務

（業務処理の原則）

第十一条　家賃債務保証業者は、賃借人その他の者の権利利益を侵害することがないよう、適正にその業務を行わなければならない。

（証明書の携帯等）

第十二条　家賃債務保証業者は、家賃債務保証業の業務に従事する使用人その他の従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。

2　家賃債務保証業者の使用人その他の従業者は、家賃債務保証業の業務を行うに際し、賃借人その他の関係者から請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。

（暴力団員等の使用の禁止）

第十三条　家賃債務保証業者は、暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用してはならない。

（虚偽告知等の禁止）

第十四条　家賃債務保証業者は、保証委託契約の締結について勧誘をするに際し、又は保証委託契約の申込みの撤回若しくは解除を妨げるため、賃借人又はその保証人（賃借人又はその保証人となろうとする者を含む。）に対し、虚偽のことを告げ、又は保証委託契約の内容のうち重要な事項を告げない行為をしてはならない。

（誇大広告等の禁止）

第十五条　家賃債務保証業者は、その家賃債務保証業の業務に関して広告をするときは、保証の条件について、著しく事実に相違する表示をし、又は実際のものよりも著しく有利であると人を誤認させるような表示をしてはならない。

（契約の締結の制限）

第十六条　家賃債務保証業者は、保証委託契約において、保証債務の弁済により有することとなる求償権に基づき、賃借人又はその保証人が支払うべき損害賠償の額を予定し、又は違約金を定める条項であって、消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第九条（第二号に係る部分に限る。）の規定によりその一部が無効となるものを定めてはならない。

（契約締結前の書面の交付及び説明）

第十七条　家賃債務保証業者は、保証委託契約を締結しようとする場合には、当該保証委託契約を締結するまでに、その相手方となろうとする者に対し、次に掲げる事項を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）を提供して説明しなければならない。

一　家賃債務保証業者の商号、名称又は氏名、住所及び電話番号

二　登録番号及び登録年月日

三　保証期間

四　保証の範囲

五　保証の限度額

六　保証委託料（保証委託契約を更新する場合における料金を含む。次条第七号において同じ。）

七　保証委託契約の契約期間の中途において当該保証委託契約の解除をすることとなった場合における保証料の返還に関する事項

八　求償権の行使に関する事項

九　事前求償に関する定めがあるときは、その定めの内容

十　違約金又は損害賠償の額に関する定めがあるときは、その定めの内容

2　家賃債務保証業者は、前項（次項において準用する場合を含む。）の規定により説明をしたときは、その結果を記録し、保証委託契約の終了の日から起算して三月を経過する日までの間、保存しなければならない。ただし、保証委託契約を結ぶに至らなかった場合については、これを保存することを要しない。

3　第一項の規定は、家賃債務保証業者が家賃債務保証業の業務を他の者に委託する場合について準用する。

（契約締結時の書面の交付）

第十八条　家賃債務保証業者は、保証委託契約を締結した場合には、その相手方に、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した書面を交付し、又はこれを記録した電磁的記録を提供しなければならない。当該書面又は電磁的記録に記載した事項を変更したときも、同様とする。

一　家賃債務保証業者の商号、名称又は氏名、住所及び電話番号

二　登録番号及び登録年月日

三　契約年月日

四　保証期間

五　保証の範囲

六　保証の限度額

七　保証委託料

八　保証委託契約の契約期間の中途において当該保証委託契約の解除をすることとなった場合における保証料の返還に関する事項

九　求償権の行使に関する事項

十　事前求償に関する定めがあるときは、その定めの内容

十一　違約金又は損害賠償の額に関する定めがあるときは、その定めの内容